

○水俣市文化会館条例

平成17年12月14日条例第45号

改正沿革

水俣市文化会館条例

水俣市文化会館条例(昭和53年条例第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民の教養を高め、文化の向上を図りあわせて福祉を増進するため、水俣市文化会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市文化会館

位置 水俣市牧ノ内8番地の1

(所管)

第3条 会館は、教育委員会(以下「委員会」という。)の所管とする。

(職員)

第4条 会館に館長及びその他必要な職員を置くことができる。

(休館日等)

第5条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、休館日の使用を許可することができる。

(開館時間)

第6条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(業務)

第7条 会館の業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 運営計画に関する業務

(2) 使用許可に関する業務

(3) 使用料の徴収に関する業務

(4) 自主文化事業の企画及び実施に関する業務

(使用の許可)

第8条 会館を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

3 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。

(使用制限、取消し等)

第9条 委員会は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 会館の施設、設備等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、会館の管理上支障があると認めるとき。

2 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) 許可の内容又は条件に違反すると認めるとき。

(2) この条例、この条例に基づく規則又は委員会の指示した事項に違反すると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理上特に必要と認めるとき。

3 前項の規定により、許可の条件を変更し、許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第3号に該

当する場合は、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用後の措置)

第11条 使用者は、会館の使用が終わったとき、使用の中止を命ぜられたとき、又は使用許可の取消を受けたときは、職員の指示に従い、速やかに原状に回復しなければならない。

(使用料)

第12条 会館の施設、設備等の使用料は、別表に定める額とし、次の各号に掲げるとおり納入しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 施設使用料 使用の許可を受けたとき。
 - (2) 設備等使用料 使用の額が確定したとき。
- 2 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が別に定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。
- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。
 - (2) 公益上又は管理上の必要により許可を取り消したとき。
 - (3) 使用者が、使用開始前に許可の取消しを申し出て委員会がこれを許可したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 会館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、会館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。
- 4 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条及び第9条の規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 5 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 6 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が会館の管理を行うこととされた期間前に第8条第1項(第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第7条第1号から第3号までに掲げる業務
- (2) 会館の施設、設備等の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が会館の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その委託の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により会館の施設又は設備を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第18条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市文化会館条例第12条の規定により管理を委託している会館の管理については、平成18年9月1日(同日前に法第244条の2第3号の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(選定の特例)

3 この条例の施行の日から平成21年3月31日までの間において、第14条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合で、委員会が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年水俣市条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、委員会は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

附 則(平成20年3月19日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第12条関係)

(1) 施設使用料

ア 会館の全体を使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

区分	使用時間	午前9時～ 正午	正午～午 後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後6時	午後6時～ 午後10時	冷暖房使 用料1時 間につき	
		円	円	円	円	円		
ホール	入場料を 徴収しない 場合	平日	※2,250	14,460	※2,890	17,670	冷房 5,360	
		土曜 日曜日	13,660	※2,730	17,670	※3,530		暖房 4,020
		休日						
	入場料を 徴収する 場合	平日	22,500	※4,500	28,920	※5,780	38,560	
		土曜 日曜日	27,320	※5,460	38,560	※7,700	48,200	
		休日						

本表中※部分の使用時間を含む前後の使用時間を連続して使用しようとする場合は、当該連続する使用時間の使用料から※部分の使用料を控除する。ただし、※部分の使用時間のみの使用は、許可しない。

イ 時間外の使用、舞台面又はリハーサル室のみを使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

時間外	午前8時～午前9時	午前9時から正午までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
	午後10時～午後11時	午後6時から午後10時までの使用料の額に100分の20を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
舞台面のみ		アの使用料の額に100分の20を乗じて得た額(その金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。	
リハーサル室	午前9時～午後5時	1時間につき	250円
		冷暖房使用料1時間につき	350円
	午後5時～午後10時	1時間につき	300円

時間外の使用は、やむを得ない場合で、1時間に限る。リハーサル室の使用は、他のホールの使用者がない場合に限り、1時間未満の使用は1時間とみなす。

(2) 設備等使用料

設備等の名称	単位	使用料
舞台大小道具	1回1点につき	10,000円以内で市長が定める額
舞台照明器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額
舞台音響器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 休館日の使用については、土曜日、日曜日、休日の使用料を適用する。
- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 使用者が入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき(会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、その他これに準ずる場合をいう。)並びに営業の宣伝その他これに類する目的を持って無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。
- 5 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

水俣市文化会館条例施行規則

水俣市文化会館条例施行規則(昭和53年規則第6号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、水俣市文化会館条例(平成17年条例第45号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 水俣市文化会館(以下「会館」という。)は、教育委員会生涯学習課の所管とする。

(使用許可の申請)

第3条 条例第8条の規定により会館の使用許可を受けようとする者は、水俣市文化会館使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の6月前から受け付けるものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(使用の許可)

第4条 委員会は、会館の使用を許可したときは、水俣市文化会館使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。

2 会館の使用許可の順位は、申請書の提出の順序による。ただし、委員会が芸術文化の振興又は公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が会館を使用する際は、常に許可書を携帯していなければならない。

(使用許可の変更又は取消し)

第5条 使用者は、使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを受けようとするときは、直ちに水俣市文化会館使用許可変更・取消申請書(様式第3号。以下「使用許可変更・取消申請書」という。)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、使用許可事項の変更を許可したときは、提出された許可書に必要事項を記載してこれを交付し、使用許可を取り消したときは、水俣市文化会館使用許可取消承認通知書(様式第4号。以下「使用許可取消承認通知書」という。)を交付するものとする。

(使用制限等の通知)

第6条 委員会は、条例第9条の規定により使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずる場合は、水俣市文化会館使用許可取消・使用中止通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(設備等使用料)

第7条 条例別表の設備等使用料で市長が定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第12条第2項ただし書の規定による使用料の還付額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第12条第2項第1号及び第2号に該当する場合 既納使用料の全額

(2) 条例第12条第2項第3号に該当する場合

ア 使用開始の日の30日前までに使用許可変更・取消申請書を委員会に提出した場合で市長が相当の理由があると認めるとき 既納使用料の7割

イ 使用開始の日の5日前までに使用許可変更・取消申請書を委員会に提出した場合で市長が相当の理由があると認めるとき 既納使用料の5割

(3) 条例第12条第2項第4号に該当する場合 既納使用料の5割以内

2 使用料の還付を受けようとする者は、水俣市文化会館使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の還付を決定したときは、水俣市文化会館使用料還付通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第9条 条例第13条の規定により使用料を減免する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 委員会が主催する式典、催物等 全額免除

(2) 市内の小学校及び中学校生徒のため学校が主催する催物等で市長が必要と認める場合 全額免除

(3) 市内の社会教育関係団体などが主催する自主事業で市長が必要と認める場合 5割免除

(4) 前3号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があると市長が認める場合

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、水俣市文化会館使用料減免申請書(様式第8号)を、申請書と同時に市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の減免を許可したときは、水俣市文化会館使用料減免許可書(様式第9号)を交付するものとする。

(使用者が守るべき事項)

第10条 使用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく使用許可以外の施設、設備等を使用しないこと。
- (2) 収容定員を超えて入館させないこと。
- (3) 整理員を置き、入場者の秩序の維持に努めること。
- (4) 許可された場所以外で飲食、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 許可なく壁、柱に貼り紙し、又はチラシ等を配布しないこと。
- (6) 使用開始前に会館の職員と十分に打合せを行うこと。
- (7) 入館者に次条に規定する事項を守らせること。
- (8) その他会館の職員の指示に従うこと。

(入館者が守るべき事項)

第11条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可された場所以外で飲食、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 館内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力をふるう等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 秩序又は風俗を乱す行為をしないこと。
- (5) 定められた場所以外に出入りしないこと。
- (6) その他会館の職員の指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第12条 会館の建物及び敷地内において、販売、宣伝、陳列等の行為をしてはならない。ただし、委員会が認めた場合は、この限りでない。

(原状回復後の措置)

第13条 使用者は、条例第11条の規定により会館の施設、設備等を原状に復したときは、会館の職員の点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第14条 会館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を委員会に届け出てその指示に従わなければならない。

(適用除外)

第15条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合は、第3条から第6条までの規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

(1) 舞台大小道具使用料

名称	単位	1回使用料(円)	摘要
所作台	1式	6,700	21枚組
所作台	1枚	340	
平台	1枚	200	
開き足	1台	70	
演台3点セット	1式	940	演台のみ680円
指揮者台	1台	200	譜面台込み
譜面台	1台	130	
松羽目	1式	1,340	
金屏風	1双	2,020	
とりのこ屏風	1双	2,020	

音響反射板	1式	6,700
上敷ござ	1枚	200
緋毛せん	1枚	270
地がすり	1枚	400
長座布団	1枚	130
紗幕	1枚	1,340
スクリーン	1張	1,000

※1回使用料は4時間以内とする。

(2) ピアノ等楽器

エレクトーン	1台	1,340
ピアノ	1台	4,020
ピアノ(リハーサル室備付)	1時間	100

※1回使用料は4時間以内とする。(ただし、リハーサル室備付ピアノは除く。)

(3) 舞台照明器具使用料

名称	単位	1回使用料(円)	摘要
ボーダーライト	1回路	340	ゼラチンペーパー別
天反ライト	1式	2,680	〃
ホリゾンライト	1回路	340	〃
フットライト	1回路	340	〃
花道フットライト	1列	680	〃
センターピンスポットライト	1台	1,340	〃
ランプピンスポットライト	1台	680	〃
スポットライト(1kw)	1台	270	
スポットライト(500W)	1台	200	
エフェクトマシン	1台	680	
トーマタルタワー	1台	680	
持込み器具	1KWにつき	270	
テレビ装置持込み		1,340	
映写機16mm、35mm	1kw/Hにつき	270	持込み使用
スライドプロゼクター		680	
オーバーヘッド	1台	680	
ドライアイスマシン	1台	2,680	
ミラーボール	1台	1,340	
準備スポット	1KWにつき	270	
モニターテレビ	1式	1,340	

※1回使用料は4時間以内とする。

(4) 舞台音響器具使用料

名称	単位	1回使用料(円)	摘要
拡声装置	1式	2,680	ダイナミック1本
レコードプレーヤー	1台	680	
テープレコーダー	1台	680	テープ別
カセットテープレコーダー	1台	680	
残響附加装置	1台	680	
追加スピーカー・ミキサー	1台	680	
三点吊マイクロホン	1式	680	マイク別

エレベーターマイクロホン	1式	680	マイク別
コンデンサーマイク	1本	680	ソニーC—38B
ダイナミックマイク	1本	270	
各マイクスタンド	1台	130	スタンドのみ
ワイヤレスマイク(ハンド)	1式	1,610	電池込み
ワイヤレスマイク(タイピン)	1式	810	〃
マイク	1本	130	アイワDM520

※1回使用料は4時間以内とする。

様式第1号 (第3条関係)

水俣市文化会館使用許可申請書				年 月 日		
水俣市教育委員会		様				
申請者		住所				
		(団体のときは所在地)				
		氏名				
		(団体のときはその名称)				
		電話 番				
		(団体のときは代表者名)				
水俣市文化会館条例及び同施行規則承諾のうえ、次のとおり申し込みます。						
使用目的		年 月 日 曜日				
内 容		使 用 日 時	区 分	1 回	2 回	3 回
会場責任者 住 所 氏 名	電話 番		準備開始			
			開 場			
入場料徴収 (○で囲む) する しない			開 演			
			終 演			
入場予定 人		整理終了				
共催・後援 協賛団体名		※確定				
※ 使 用 料	ホ ー ル		特 別 設 備 備 考			
	ホ ワ イ エ	円				
	冷房・暖房	円				
	舞 台 照 明	円				
	照 明 器 具	円				
	音 響 器 具	円				
そ の 他	円					
合 計	円					
※収 入 年 月 日		※収入番号		号		
※許 可 年 月 日		※指令番号		号		

※印の箇所は記入を要しない。

様式第2号 (第4条関係)

水俣市文化会館使用許可書	
水教生指令 第 号	
年 月 日	
様	
水俣市教育委員会	
次のとおり使用を許可します。	
使用目的	
使用施設	ホ ー ル ホ ワ イ エ 舞 台 (○印で囲む)
使用日時	(施設名) 年 月 日 時 分から 時 分まで
	----- (施設名) 年 月 日 時 分から 時 分まで
	----- (施設名) 年 月 日 時 分から 時 分まで
使 用 諸 設 備	
備 考	

様式第3号 (第5条関係)

水俣市文化会館許可変更・取消申請書	
年 月 日	
水俣市教育委員会	様
申請者	住所
	(団体のときは、その所在地)
	氏名
	(団体のときはその名称)
	電話 番
	(団体のときはその代表者名)
次のとおり(変更・取消)したいので許可願います。	
使用許可書の 指令番号	年 月 日付け水教生指令第 号
変更内容	変更前 ----- 変更後
変更理由	
取消理由	
備考	

様式第4号 (第5条関係)

水俣市文化会館使用許可取消承認通知書	
水教生指令第 号	
年 月 日	
様	
水俣市教育委員会	
年 月 日付けで申請された、使用許可の取消しについては、申請の とおり使用許可を取り消したので通知します。	
使用許可書の 指令番号	年 月 日付け水教生指令第 号
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
取消理由	

様式第5号(第6条関係)

<p>水俣市文化会館使用許可取消・使用中止通知書</p> <p style="text-align: right;">水教生指令第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">水俣市教育委員会</p> <p>水俣市文化会館条例施行規則第6条の規定に基づき次のとおり通知します。</p>	
使用許可書の 指令番号	年 月 日付け水教生指令第 号
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
内 容	使用許可取消 ・ 使用中止
理 由	

様式第6号(第8条関係)

<p>水俣市文化会館使用料還付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水俣市長 様 申請者</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____ (団体のときはその所在地)</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (団体のときはその名称)</p> <p style="text-align: right;">電 話 番 号 _____ (団体のときはその代表者名) 印</p> <p>次のとおり使用料の還付を申請します。</p>	
許可書の指令番号	年 月 日付け水教生指令第 号
使 用 日 時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで
申 請 の 理 由 (該当する項目に○をつけてください。)	<p>条例第12条第2項に規定する以下の事項に該当するため</p> <p>(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったため。</p> <p>(2) 公益上又は管理上の必要により許可を取り消されたため。</p> <p>(3) 使用者が、使用開始前に許可の取消しを申し出て委員会がこれを承認したため。</p> <p>(4) その他</p>
既 納 の 使 用 料	円

様式第7号 (第8条関係)

水俣市文化会館使用料還付通知書 年 月 日 様 水俣市長 年 月 日付けで申請された水俣市文化会館使用料の還付について、次のとおり決定したので通知します。	
決定の内容	
許可の理由	条例第12条第2項に規定する以下の事項に該当するため。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったため。 (2) 公益上又は管理上の必要により許可を取り消されたため。 (3) 使用者が、使用開始前に許可の取消しを申し出て委員会がこれを承認したため。 (4) その他
既納の使用料	円
還付決定額	水俣市文化会館条例施行規則第8条の規定により 円

様式第8号 (第9条関係)

水俣市文化会館使用料減免申請書 年 月 日 水俣市長 様 申請者 住所 (団体のときは所在地) 氏名 (団体のときはその名称) (団体のときは代表者名) 印	
次のとおり使用料の減免を受けたいので、水俣市文化会館条例施行規則第9条の規定に基づき申請します。	
使用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで (日間)
使用目的	
使用施設 使用設備	
主催者名	
共同主催者がある場合	
減免申請理由	条例施行規則第9条第1項に規定する以下の事項に該当するため。 (1) 委員会が主催する式典、催物等 (2) 市内の小学校及び中学校生徒のため学校が主催する催物等 (3) 市内の社会教育団体などが主催する自主事業 (4) その他 ()
備考	

